

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応に関するお知らせ

平素は長岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日から実施されるインボイス制度に伴い、当金庫より発行いたしますインボイスの対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. インボイス制度開始に伴い「適格請求書（インボイス）」とする主な帳票

振込依頼書	・窓口でお振込の手数料をいただいた際にお渡しする帳票
受入手数料（諸勘定入金票）	・窓口で各種手数料をいただいた際にお渡しする帳票
インボイス管理票（新帳票） 発行を希望される場合、下記2.によりお手続きください。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングや預金口座振替等の取引の手数料を口座引き落としで頂いている場合に、一定取引期間分をまとめて記載する帳票 ・当金庫に口座があるお客様が対象です。 ・店頭で発行、または希望のお客様へDMでの郵送発行。 ・DM発行周期（1カ月、3カ月、6カ月、12カ月） ～恐れ入りますが、DMIは（株）しんきん情報サービスより、発行対象期間の終了日から1カ月後の作成・発送となります。 例）発行対象期間の終了日が3月末日の場合、4月末日よりDM作成・発送開始します。

インボイス制度では、ATM等の手数料（税込）が3万円未満の場合は適格請求書の交付義務が免除されておりますので、適格請求書の発行は省略させていただきます。お客様でATM等による仕入れである旨を帳簿に記載いただくことで、仕入税額控除の対象となります。

2. 「インボイス管理票」の発行を希望されるお客さまへのお願い

法人・個人事業主のお客さまで適格請求書（インボイス）の発行を希望される場合は、大変お手数をおかけしますが、お近くの営業店にお問い合わせください。

DMでの継続発行を希望される場合は、発行依頼書類のご記入をお願いいたします。

3. 個別に「請求書」「領収書」を送付している場合の「適格請求書（インボイス）」

現在、個別に「請求書」「領収書」を送付している場合は、当該「請求書」「領収書」をインボイス制度の要件に対応した形式に変更いたします。

～ インボイス制度の詳細については、以下の国税庁公表サイトをご照会ください。～

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

以上